

## 第131回電力・ガス取引監視等委員会 議事録

日 時：平成30年3月21日(水)16:00～16:30（第一部公開開催）

場 所：経済産業省別館1階103・105会議室

出席者：

（委員）八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員

（事務局）岸事務局長、新川総務課長、鎌田取引監視課長、木尾取引制度企画室長、野沢統括NW事業管理官、恒藤NW事業監視課長、日置NW事業制度企画室長、伊藤小売取引検査管理官

○八田委員長　それでは、定刻となりましたので、第131回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。本日は、事前にお知らせいたしましたように2部構成です。そして、第1部の議題は議事次第にあるとおりです。

議事に入ります。議題、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の一部改正について、資料3に基づいて恒藤課長からご説明をお願いします。

○恒藤ネットワーク事業監視課長　資料3を御覧ください。まず、1ぽつの経緯からご説明いたします。

平成28年12月に閣議決定されました原子力災害からの福島復興の活動のための基本方針におきまして、福島の再生のためには、福島第一の廃炉を確実に進めることが前提であるとされまして、そのための費用につきましては、東京電力がグループとして総力を挙げた経営努力により捻出するとされたところでございます。そして国は、東電が送配電事業の合理化分についても廃炉費用に充てることのできるようにするための制度整備を行うとともに、廃炉のための費用を原賠機構に積み立てて管理をするという制度を創設するとされたところでございます。

これを受けまして、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が改正されるとともに、託送料金に関する省令が昨年10月に改正されまして、東電パワーグリッドが支払う廃炉等負担金については、託送収支の事後評価において費用として取り扱われるという制度改正がなされたところでございます。

この措置を講じるに当たりましては、昨年2月にとりまとめられました電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめにおきまして、東京電力パワーグリッドの託

送料金の値下げ機会が不当に損なわれないこと、そして、東電グループの中で、東電PGの負担が著しく不適当な負担となっていないことを確認する。こうした措置をあわせて講じることが必要とされました。

その後、昨年12月に総合資源エネルギー調査会の小委員会におきまして、この措置の具体的内容が検討されまして、今回その検討内容を具体化した基準の改正案につきまして経済産業大臣から意見が求められているといった経緯でございます。

続きまして、2ぽつの改正案でございます。今回改正が予定されておりますのは、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等というものの中の託送料金値下げ申請命令、この紙では託送料金変更命令とありますが、値下げ申請の命令の判断基準というものでございまして、これについて廃炉等実施認定事業者と。原賠機構法によりまして、その事業者として認定されております事業者の子会社である一般送配電事業者——具体的には東電PGに当たるわけでございますが——については、別途の基準①から③を設けるという改正でございます。

その次のページを御覧ください。右下2ページでございます。まず、ここに基準①、②、③が書いてございますが、基準①は従来から値下げ命令の判断基準とされていた託送収支の超過利潤累積額と単価の乖離率につきまして、それぞれ基準値を引き下げるというものになってございます。いずれも、これまでの基準値の5分の3に引き下げるというものでございます。

基準②は、他社が値下げをした場合などには、東電PGにも値下げを求めるという基準を追加するというものでございます。東電PGは、通常の経営効率化を超えた合理化を行って、その分を廃炉に充てるということでございますので、他の事業者が通常の効率化で値下げできるという状況であれば、東電PGは廃炉に必要な費用を充てる中においても、他の事業者と同程度の値下げ原資を有していると考えられるということで、東電PG以外の一般送配電9社の3分の1に当たる3社が値下げを行った場合、あるいは他の一般送配電の過半数に当たる5社が乖離率5%を超えた場合には、東電PGに値下げ申請をするよう求めるというものでございます。

最後に、③は東電グループ内で東電PGの負担が過大なものにならないようにするための基準というものでございまして、ここでホ)に書いてございますが、廃炉等負担金というのは東電PGが負担する額のことを示しております。その3年間の平均額がこの算定式の額を超えた場合には、グループ内でのPGの負担が余りにも偏っているとみなされまし

て、そういう状況であれば、値下げ原資を有していると考えられることから、託送料金の値下げを求めることにするというものでございます。

この算定式におきまして、Aは廃炉等積立金の額、すなわち東電ホールディングスが廃炉機構に積み立てる額、それから、Bはグループ内の小売及び発電事業者等の経常利益の合計値、そして、Cはグループ内各社の有形固定資産の大きさでみた場合の東電P Gが占める比率ということになっておりまして、一言で申しますと、グループ内の発電、小売等は、少なくともその経常利益に有形固定資産の比率を掛けた分は負担すべきだろうと。これより少ない場合は、P Gの負担割合が著しく不適當に大きいとみなすという式になっているわけでございます。この部分については、後ほど参考資料でもう少し詳しくご説明をいたします。

以上が改正案の内容でございまして、最後、(3)でございますが、施行日は本年3月31日から施行が予定されているというものでございます。

その後ろ、右下のページ番号3ページには、大臣から来ました意見聴取の写し、4ページから6ページまでは改正案そのものがついてございます。

その後ろ、右下の7ページ以降は、参考資料といたしまして、この基準案の内容が審議された際の総合資源エネルギー調査会の小委員会で使用された資料をつけてございます。ざっとご説明しますと、8ページは先ほどご説明した経緯が記載されてございます。10ページには福島第一事故対応の費用負担の全体像が示してございます。11ページが廃炉積立金制度の概要でございまして、廃炉を確実に実施するため、東電ホールディングスが毎年度必要な資金を機構に積み立てるという仕組みが新しく導入されたところでございます。12ページが先ほどご説明した東電P Gの合理化分も廃炉に充てられるようにしたという制度改正の概要でございまして、12ページの右下の図にありますとおり、東電P Gが支払う廃炉費用相当分については、託送収支の事後評価において、費用として取り扱うという制度改正が行われているところでございます。

右下22ページまで飛んでいただけますでしょうか。今申し上げましたとおり、東電P Gは送配電事業の合理化分を廃炉資金に充当するということが認められたわけでございますが、他方、これによって託送料金の値下げ機会が不当に損なわれ、託送料金が高どまりすることがないようにする必要があるということで、値下げ命令の判断基準として、右下22ページ、PDFでいうと25ページの真ん中にある①から③の基準をつくることにされたわけでございます。

その次の右下23ページが①の基準の内容でございまして、先ほどご説明したとおりで、これまでの基準の5分の3にするとということ、その次の飛んで右下26ページが、先ほどご説明した②の基準についての説明、その次の右下27ページからが③の基準についての説明でございます。この③の基準は、東電グループ内で東電P Gの負担が過大なものにならないようにするための基準でございますが、それをみるためには、27ページの図の中で東電ホールディングスが機構に積み立てる廃炉等積立金の額と東電P Gが東電ホールディングスに支払う廃炉等負担金の2つの額の比率が問題になるというわけでございます。

ここで東電P Gの負担が許容できない程度かどうかを判断するに当たりまして、使う数字といたしましては、その次の28ページに記載のとおり、相当の予見可能性を有し、かつ各社の事業規模を一定程度反映した収益の源泉と考えられるものとして、有形固定資産を比較対象とするとされたということでございます。

その上で、29ページでございますが、グループ内の他社がどれぐらいの利益を出しているかによっても東電P Gの負担の上限を変えることが適当だろうということございまして、29ページの下図にありますように、グループ他社の利益が廃炉等の積立金と同額のときは、東電P Gの負担割合は、その有形固定資産比率を上限にするのが適当だろうと。グループ内他社の利益がこれより大きいとき、すなわちこのグラフでいいますと、右に行ったときはP Gの負担割合を下げ、また、仮に他社の利益がこれより小さいときは、反対にP Gの負担割合を引き上げるという仕組みが適当だろうとされたわけでございます。

この考え方を式にあらわしたのが、その次、30ページにあります真ん中の式、すなわち先ほどご説明した基準③の式になっているというわけでございます。この基準につきましては、毎年度の負担額や経常利益は年によって大きく変化する可能性があるということで、3年平均でみることにされたというわけでございます。

以上、今回大臣から意見を求められてございます東電P Gについて、新たに導入します託送料金値下げ申請命令の判断基準の案につきましてご説明させていただきました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、皆様のご意見をお聞かせいただきたいと思っております。林先生。

○林委員　ありがとうございます。

ご説明ありがとうございます。私、何点かあるのですけれども、まず東電P Gが他の

一般送配電事業者を上回る合理化とコスト削減を行いまして、それを通じて福島第一の廃炉に貢献するというのは原則的な考え方だと思います。

あと、その観点でありましたけれども、他の地域の複数の一般送配電事業者が値下げした場合には、東電P Gにも値下げを行うように求めるという今回の基準②がありましたが、これも合理的なものであると考えます。

ぜひ廃炉への貢献と託送料金の引き下げの両方が実現できるように、東電P Gには送配電事業の合理化とコスト削減をより一層強力に進めていただきたいと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございます。では、圓尾委員。

○圓尾委員 私も二、三点お話しします。

まず、③で基準として出ている固定資産をベースに上限を設定するという考え方については、上限ということであれば適切であろうと思います。発電とネットワークと小売と分けたときに、ネットワークのところは規制で守られるリスクの低いビジネス。一方、発電と小売はこれから自由化によってリスクが高いビジネスになってくるわけですから、本来であれば、発電と小売は固定資産ベースの比率より高い比率で利益を生み出して、その分だけ負担も発電と小売はしっかり負うべきだと思うのです。

したがって、固定資産の比率で考えたものを上限として置くのは正しい考え方ではないかと思います。グラフでいうと、右の方になるように、つまり発電、小売で利益をしっかりと出していただいて、この比率が下がるような努力を東電にはやっていただきたいと思います。

もう一点は、現状、東京電力の企業形態を考えると、これでやり方としては正しいと思いますけれども、当然いろいろと企業形態そのものが変わってくることも考えられると思います。電力の自由化も制度そのものが今後変わっていくことも考えられるわけですので、常にこれが正しいとは限らないということで、定期的にレビューはやっていかなければいけないと思います。

3点目は、周りが合理化をして値下げするような局面で、東電もしっかり値下げをやるようにと両立を求めるところです。現時点でも東京電力は、この資料にあるとおり、全国の平均と比べるとやや低い託送料金だと思いますので、福島への対応をやりつつも、この水準を維持して、全国平均よりも安い託送料金をぜひ頑張って維持していただきたいと思います。

たいと思います。

以上です。

○八田委員長 どうもありがとうございました。では、稲垣先生。

○稲垣委員 考え方としては、難しい調整を非常に微妙に図ったということだと思えます。とにかくこの内容で始めて、きちっとレビューをしながら、よりよい内容に常にしていくようにしていただきたいと思えます。

また、役所についても、そうしたレビューをするわけですがけれども、この問題については、社会的関心が非常に高いところであろうと思えますので、事業者においても、この問題に関して積極的な国民の理解を得るような努力もあわせて、収支の問題だけでなく、情報の公開、説明、説得、そうしたさまざまな取り組みを進められたら、社会の課題に対して、自由化の改革の中で解決していくという取り組みになるのではないかと思いますので、その辺も事業者においてご検討いただけるようお願いしてみてもどうかと思えます。

以上です。

○八田委員長 ありがとうございました。

今、お三方からいただいた意見は、基本的には廃炉資金を東電グループ全体で捻出する必要があるという前提のもとでは、送配電事業者や東電PGに過度な負担に偏ることは困るということが1つ。もう1つは、東電PGの託送料金が高どまりしないように、適正な値下げの機会が確保されていることが必要だということが基本線だったと思えます。それをまとめますと、今回の措置は、諸般の状況に鑑みた特例的な措置だということがまず基本線であると思えます。

もう1つは、林先生がおっしゃったけれども、今後東電PGは、廃炉費用の捻出と託送料金の値下げの両方を目指す。両方目指すためには、コスト削減に努めなければいけないわけで、委員会としては、託送収支の事後評価において東電PGの合理化の状況、それから廃炉等負担金の残額等、毎年度確認していくということにすべきだろうということ。これが第2点です。

第3点は、委員会では発電、小売事業者の競争環境等についても引き続き注視するということ。です。

4番、これらを通じて、今後の状況変化により必要と考えられた場合には、今後の基準について改めて見直すことにする。

5番目は、稲垣先生もおっしゃったことですが、なお、東電グループは、親会社を含む

グループ各社の収支の状況、事故関連費用の負担の内容について、毎年度、何らかの形で説明責任を果たすことが必要であると。

それから、圓尾委員がおっしゃった固定資産を上限とするというのは、今、「上限とする」という言葉になっている。この基準ならば許容できるだろうとご発言です。こういうことを前提とした上で、この審査基準の改正案については異論なしと回答するというようにしたいと考えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異論がございませんので、これを委員会の結論としたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議事です。原価算定期間を終了した電力会社の小売料金事後評価について、野沢管理官からご説明をお願いいたします。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 野沢です。それでは、資料4、スライドですと34／145ページになります、原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価についてでございます。

先般、消費者庁及び消費者委員会におきまして、当該フォローアップが行われましたので、その結果をご報告させていただきます。

本件は、経済産業省においては、主なポイントを1ぽつで記載しておりますけれども、経済産業省大臣より任意の意見聴取に基づいて、昨年値下げを実施した関電を除く9社に対して、当委員会の料金専門会合において原価算定終了後の事後評価を実施しているところでございます。

本年度におきましては、中部電力と東京電力エナジーパートナー及び四国電力3社については、特に重点的に検証を実施しております。

その選定として中部電力は、震災以降の値上げに係る初めての原価算定終了後の事後評価でありまして、消費者基本計画工程表において、今年度に事後評価を行う旨の記載がされております。

東電エナジーパートナーについては、大臣訓令である審査基準のステップ1の電気事業利益率による基準に該当しまして、かつ公的支援を投入しており、規模が大きいという影響で広範であるということで選定しております。

四国電力については、評価時点において現行料金で織り込んでいる原発、伊方3号機ですけれども、全てが昨年度中に再稼働しているということで選んでいるということでござ

いますが、今回2回の料金専門会合の審議を経まして、昨年11月21日に開催されました117回電力・ガス取引監視等委員会において、原価算定終了後の事後評価を実施した9社について経産大臣の料金変更の申請が必要であるとは認められないという旨の回答の審議をいただいて、同日付で回答を行っております。

一方、消費者委員会につきましては、ここの資料の主なポイント、2ぽつで記載しておりますけれども、同じように消費者基本計画工程表に基づいて消費者庁が中部電力に対して消費者委員会への付議を行っております、消費者委員会の公共料金等専門調査会におきまして、消費者庁から付議を受けた中部電力に加えまして、我々監視等委員会事務局が選定しました理由と同様の、原発の稼働状況を踏まえて四国電力についてもフォローアップの対象にされているというものでございます。

この2社につきましては、消費者委員会の公共料等専門調査会において審議された後、後ろにつけていますけれども、別紙1と別紙2のとおり、消費者委員会の意見として本年1月17日に公表されているものでございます。また、消費者庁については、別紙1の消費者委員会の中部電力に対する意見を踏まえて、別紙3ですけれども、消費者意見として基本的に消費者委員会と同様の記載ぶりになりますが、本年1月31日に公表されているというものでございます。

この別紙1から3までの意見については、今後の課題と示されている内容については、改めてご紹介はいたしません、当監視等委員会については、現行も既に取り組んでいる内容でございまして、今後につきましても、引き続き消費者庁及び消費者委員会と連携を図りながら、消費者等へのよりわかりやすい情報提供をいっていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○八田委員長 ありがとうございます。それでは、委員の方からご質問はございませんでしょうか。圓尾委員。

○圓尾委員 例えば、消費者庁が中部電力さんに出した今後の課題のところ、この委員会による適切な監視が行われることが必要であるという書き方をされてはいますが、これは先ほどご説明があったように、料金制度専門会合でやっている内容だと思っておりますので、これにとどまらず、引き続き今後もやってくださいねという意味で理解してよろしいわけですね。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 はい、そのとおりでございます。

○八田委員長 どうぞ。

○稲垣委員 適切な連携をよりよく保っていただくということが今おっしゃられたことなので、その線ですらしくお願いいたします。

○野沢統括ネットワーク事業管理官 承知しました。ありがとうございます。

○八田委員長 ほかにございませんか。それでは、基本的には問題なくいっているようですので、今後も引き続き必要な検討を続けていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。議題(3)、各経済産業局に委任した事務の実績に係る定期報告についての議題、それから(4)、第130回電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告について、新川課長からお願いいたします。

○新川総務課長 新川でございます。お手元の資料のPDF 52/145ページ、資料5というのがございます。各経済産業局長に委任された事務の実績に係る定期報告ということでございます。

委員会に対する意見聴取への回答に係る事務等、経済産業局長へ事務委任されております。これらの事務につきまして、定期的に委員会で報告することとさせていただいております。今般、2017年7月から12月までの実績につきまして報告させていただくものでございます。

まず、電気に係ります回答件数でございますけれども、特定供給の許可に関する回答がございます。当該期間で5件となっております。特定供給の地点を拡大する際には個別の許可を得る必要がございますので、新規の需要家が発生するたびに許可をしているというものでございます。

続きまして、ガスに係る回答でございますけれども、大きく5種類ございます。(1)は供給約款・供給条件関係でございますが、この期間では実績がございませんでした。

続きまして、(2)事業の許可・取消し・変更関係につきましては、当該期間で52件ございました。都市ガスの供給区域は以前拡大しておりまして、その拡大には個別の許可が必要であるため、継続的に申請が出されているものでございます。

次に、(3)事業の譲渡・譲受・合併・休廃止の関係でございますけれども、事業のこれらの譲渡等につきましては、譲渡人の経営合理化とか組織再編によるもの、それから、事業の休廃止につきましては、団地が老朽化して解体されたとか、需要家が減少したというもの等がございます。それに応じた申請となっております。今回は一般ガス導管事業者について譲渡、合併がそれぞれ1件ずつ、旧簡易ガスみなし小売事業者について廃止、合

併がそれぞれ1件ずつ、旧簡易ガスみなし小売事業者の事業の譲渡が7件となっております。

続きまして、(4)託送供給関連関係につきまして、資料5に記載したとおりでございますが、おおむね例年並みの件数となっております。

最後に、(5)指定旧供給区域等の指定解除についてでございます。ガスの小売全面自由化による、いわゆる規制なき独占による不当な料金値上げによって需要家の利益を阻害する事態を防止する観点から、大臣が指定していましたが指定旧供給区域といったものがございりますが、この指定解除する案件が3件発生しております。これは以前ご報告させていただいておりますが、東北の仙南ガス、中国の浜田ガス、九州のエコアの一部となっております。

また、各局の回答件数につきましては、3ぽつにまとめて記載させていただいたとおりでございます。

全体の傾向としましては、昨年4月1日からガス全面自由化が実施されておりますが、これに係ります準備のための手続というのは昨年3月までに行われております。前回の報告をしました件数と比較しますと、トータルでは件数が減少しているようにみえますが、1月から6月までの実績のうち、自由化開始後の4―6について今回と比較をしますと、件数増加という傾向でございます。

なお、今回の報告文に関しては、全国的に大きな自然災害の発生が少なかったために、ガスの供給約款の特例認可の件数はなしという状態でございます。

なお、最後に、上記委任事務につきまして、事業者等からの苦情は、本省及び地方局に対して特段寄せられていないという状況にありますこともあわせてご報告させていただきます。

続きまして、資料6でございます。PDFで申しますと60/145ページでございます。第130回電力・ガス取引監視等委員会の議事の報告ということで、こちらは災害対応ということで、書面にて開催させていただいたものを次回の委員会で報告するという趣旨のものでございます。連日の大雪によりまして、新潟県、福井県の市町に対しまして、災害救助法の適用が決定されたことを受けまして、電気事業法に基づきまして特別措置を講じたということでございます。

新潟県は、隣接も含まれますので、東京電力も入っております。対象となる会社は、東北電力、東京電力エナジーパートナー、東京電力パワーグリッド、中部電力、北陸電力と

なっております。内容につきましては、被災した需要家等に対する電気の災害特別措置としまして、通例同じでございますが、料金の支払い期限の延長や不使用月の料金免除等の実施となっております、大臣からの照会を受けまして、同日、書面によりまして皆様にお諮りした上で、異存がない旨を回答しております。個別の市町村名につきましては、ご紹介は割愛させていただきます。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。本件は報告事項ですので、もし特段のご質問、ご意見がなければ報告を了としたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、本日第1部で予定していた議事は以上です。ほかに何かありますか。

○新川総務課長　第2部につきましては、準備が整い次第開催させていただきます。

○八田委員長　それでは、第1部を閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

——了——